

平成30年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（5月25日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
諸報告	3
議長の選挙	4
休憩・再開	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
議案第9号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
質疑	7
佐藤 勝君	7
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	7
佐藤 勝君	7
（答弁）茂和泉事務局長兼総務課長	7
佐藤 勝君	8
（答弁）大場副管理者	8
佐藤 勝君	8
（答弁）大場副管理者	8
佐藤 勝君	8
（答弁）村上施設整備課長	9
佐藤 勝君	9
（答弁）柴岡業務課長	9
佐藤 勝君	10
（答弁）柴岡業務課長	10

佐藤 勝君	1 0
(答弁) 横田施設管理課長	1 0
表決	1 1
議案第10号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	1 1
質疑	1 2
佐藤 勝君	1 2
(答弁) 大石消防本部消防課長	1 2
(答弁) 大場副管理者	1 3
表決	1 3
閉会	1 3

平成30年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

平成30年5月25日（金）

午前10時00分開会～午前10時43分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 諸報告
- 第3 議長の選挙
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第10号 工事請負契約の締結について

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 諸報告
- 日程第3 議長の選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第10号 工事請負契約の締結について

4 出席議員（15名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 佐藤和好君  | 2番  | 佐藤講英君  |
| 3番  | 相澤孝弘君  | 4番  | 氏家善男君  |
| 5番  | 佐藤勝君   | 6番  | 佐藤貞善君  |
| 7番  | 今野公勇君  | 8番  | 早坂伊佐雄君 |
| 9番  | 佐藤善一君  | 10番 | 米木正二君  |
| 11番 | 遠藤积雄君  | 12番 | 門田善則君  |
| 13番 | 大橋昭太郎君 | 14番 | 吉田真悦君  |
| 15番 | 平吹俊雄君  |     |        |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

- |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 管理者  | 伊藤康志君 | 副管理者 | 猪股洋文君 |
| 副管理者 | 早坂利悦君 | 副管理者 | 相澤清一君 |

副 管 理 者 大 場 敬 嗣 君  
 施 設 整 備 課 長 村 上 文 彦 君  
 施 設 管 理 課 長 横 田 宏 幸 君  
 消 防 本 部 長 早 坂 久 寿 君  
 消 防 次 長 大 石 誠 君  
 消 防 本 部 長  
 消 防 課 長

事 務 局 長 兼 長 茂 和 泉 浩 昭 君  
 總 務 課 長  
 業 務 課 長 柴 岡 雄 司 君  
 消 防 本 部 長 大 久 保 記 一 朗 君  
 消 防 本 部 長 高 橋 勇 幸 君  
 消 防 管 理 課 長

7 議 會 事 務 局 出 席 職 員

事 務 局 長 高 橋 幸 志 君  
 主 査 米 澤 美 紀 子 君  
 總 務 課 長  
 總 務 企 画 係 長 高 橋 正 樹 君

次 兼 議 事 係 長 柳 川 敦 君  
 總 務 課 長 補 佐 川 鍋 正 敏 君

## 会 議 の 経 過

### 開 会

午前10時00分

○副議長（大橋昭太郎君） 出席議員定足数に達しておりますので、平成30年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

---

### 開 議

○副議長（大橋昭太郎君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

---

### 「日程第1 議席の指定」

○副議長（大橋昭太郎君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る5月17日に開催されました大崎市議会臨時会において、佐藤和好議長、佐藤講英議員、相澤孝弘議員、氏家善男議員、佐藤 勝議員が当組合議会議員に選出されました。まことにありがとうございます。皆様方には、当組合規約第5条の規定により、当組合議会議員に御就任されました。

よって、議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。

佐藤和好議員、1番、佐藤講英議員、2番、相澤孝弘議員、3番、氏家善男議員、4番、佐藤 勝議員、5番に指定いたします。なお、皆様方からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での挨拶は割愛させていただきます。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので、この機会に私からもお喜びの御挨拶を申し上げますさせていただきます。

去る5月17日に開催されました大崎市議会臨時議会において、当組合議会議員に佐藤和好議長、佐藤講英議員、相澤孝弘議員、氏家善男議員、佐藤 勝議員が選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げ、就任を歓迎申し上げたいと思います。

今般選出されました議員の皆様には、大崎広域圏の振興・発展のため、一層の御理解、御協力、御活躍を賜りますよう御期待、お願いを申し上げます、御就任のお祝いとさせていただきます。おめでとうございます。

---

### 「日程第2 諸報告」

○副議長（大橋昭太郎君） 日程第2 諸報告を行います。

議会運営委員会委員の御報告を申し上げます。

組合議会委員会条例第4条の規定により、去る3月23日に議長の指名により美里町議会選出の吉田真悦議員が議会運営委員に選任されました。

また、地方自治法第106条及び組合議会委員会条例第4条の規定により、私から5月18日に大崎市議会選出の佐藤 勝議員を議会運営委員に指名し、5月23日に開催されました議会運営委員会におきまして組合議会委員会条例第5条第2項の規定により互選を行い、佐藤勝議員が議会運営委員長に選出されましたことを御報告申し上げます。

---

### 「日程第3 議長の選挙」

○副議長（大橋昭太郎君） 日程第3 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私から指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定いたしました。

大崎地域広域行政事務組合議会議長に、佐藤和好議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま私が指名いたしました佐藤和好議員を大崎地域広域行政事務組合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大橋昭太郎君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました佐藤和好議員が大崎地域広域行政事務組合議会議長に当選いたしました。

当選されました佐藤和好議員が議場におられますので、本席から組合議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました佐藤和好議員から御挨拶をいただきます。

○議長（佐藤和好君） それでは、本席から御挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

ただいま大崎地域広域行政事務組合議会議員皆様の全員一致の御推挙をいただきまして、議

長に就任をさせていただきました。5月17日の改選で、私も含め今回の組合議会議員はこの場に臨ませていただいております。2018年度の広域事務組合の予算につきましては約134億6,300万円、過去最大規模だということについてはマスコミ等々を通じて理解してございます。その中で、本日の臨時議会につきましては通信指令センターの5億2,200万円ほどの議決案件もございますし、これから熱回収施設も含め、市民にとってより安全・安心な、そして環境面においてより快適な事業・業務を行っております大崎広域の原資をたどりますと1市4町の負担金が約92億円ほどの市・町民の皆さんの血税のもとに構築されておるわけでございます。大崎圏域住民の生活がより快適になりますように、皆様方の負担金を有効に使いますように、議会の機能を十分に果たせるよう微力ではありますが誠心誠意努めてまいりますので、議員各位並びに執行部の皆様方の特段の御協力をお願いいたしまして一言の御挨拶にかえさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） お許しをいただきましたので、再びお祝いを申し上げたいと思います。

ただいま当組合議会議長に当選されました大崎市議会議長でもございます佐藤和好議長様に心からお喜び、お祝いを申し上げさせていただきます。

識見、経験豊かな佐藤和好新議長でございますので、新議長におかれましては当組合の円滑な議会運営はもとより大崎広域圏の振興・発展のために一層のお力添えを御期待申し上げまして、当選のお喜びとさせていただきます。おめでとうございました。

○副議長（大橋昭太郎君） 以上をもちまして私の職務の全てを終了いたしました。皆様の御協力、まことにありがとうございました。

佐藤和好議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩をいたします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時10分 再開

○議長（佐藤和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 「日程第4 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第4、本日の会議録署名議員を指名いたします。3番相澤孝弘議員、12番門田善則議員のお二人をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告をいたします。

---

## 「日程第5 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

## 「日程第6 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（佐藤和好君） 日程第6 議案第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成30年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

お手元の議案書1ページをお開き願います。

平成29年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに23万9,000円を減額し、予算総額を90億9,521万6,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、2ページの第1表の掲載のとおりでございます。

次に、平成29年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。

3ページ・4ページをお開き願います。

1款1項負担金は震災復興特別交付税負担金で、平成28年度分の精算に伴う491万9,000円の減額補正であります。

3款1項国庫補助金は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の確定に伴う23万9,000円の減額補正であります。

7款1項基金繰入金は、491万9,000円を財政調整基金より繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開き願います。

歳入の減額に伴う歳出の調整については、4款3項清掃費のごみ処理施設管理運営費で、東部一ノ谷クリーンパークの下水道料金確定に伴う需用費の執行残額23万9,000円を減額



するものであります。

以上、議案第9号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 非常に激しい激戦区から選出されましたので、せっかくですから質疑をやらせていただきます。

議案説明書の3ページ、分担金及び負担金、市町負担金とありますけれども、震災復興特別交付税負担金で491万9,000円の減額と今御説明いただきましたけれども、28年度分精算に伴う減額だそうですけれども、3節の衛生費負担金の中で斎場管理運営費負担金と関係があるのかということが、まずそれをお伺いします。

○議長（佐藤和好君） 事務局長兼総務課長茂和泉浩昭。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 市町負担金491万9,000円の減額につきましては、循環型社会形成推進交付金制度を活用し整備を行ってございます新リサイクルセンター整備事業の交付対象経費に係る震災復興特別交付税のうち、平成28年度分の精算に伴うものでございますので、3節衛生費負担金の斎場管理運営費負担金に関係するものではございません。

なお、この精算につきましては、毎年度出来高のうち交付内対象、あるいは対象外経費の変動等により震災復興特別交付税の申請額と実績報告額に差異が生じるため、毎年度発生するものとなっております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 斎場の負担金ではないということでしたが、ごみ処理施設の負担金なり、し尿処理施設の負担金なり、もちろん斎場もありますので、その負担金に関係があるのかなと思った次第でありまして、その不足分を財政調整基金繰入金で同額繰り入れて合わせたということですが、この残額は一体幾らくらい、29年度末であるのかと。

それから、財政調整基金の今ある現在高が多いのか少ないのか、あるいは妥当なのか。多いほどはいいんでしょうけれども、その辺のところをお答えいただければありがたいです。

○議長（佐藤和好君） 茂和泉事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（茂和泉浩昭君） 今おただしの財政調整基金につきましては、5月末日におけます出納閉鎖で確定するものでございますが、今現在つかんでいる数字を申し上げさせていただきます。財政調整基金につきましては17億5,700万ほどとなっているものでございます。

多いのか少ないのかという御質問でございますけれども、この件につきましては適宜運用を図りながら財政状況に鑑みながら取り崩し、あるいは積み立てを行いながら適正な財政運営に努めているところでございます。なお、この金額につきましては、そういった活用を図る意味で活用しているということも御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 私が発言したことにお答えがなかったんですけども。適正な財政運営です。つまり、標準財政規模なりありますけれども、市町村の財政調整基金と同じ考え方でいいのかと。つまり、妥当、適当なのかと、この17億5,700万というのは。そのことを感想でいいですから、事務局長、あなたの感想でいいですから。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 私どもには、例えば構成自治体で総合計画とか、そういういろんな諸計画がございますが、私どもはふるさと市町村圏計画が要綱が廃止されて以来、その計画が既に廃止いたしております。それにかわるものとして広域市町村圏計画として向こう10年間の財政シミュレーションを含めた計画を樹立し、構成市町との負担金行政という位置づけから将来的に財政の健全化に寄与するためにそういう目標、指標を立てておるところでございます。これがその計画の中では当広域としてはおおむね10億を基金の目安といたしておりますので、その10億が適正な形で運用できれば今後ともよろしいのかなという思いでございます。

それと同時に私どものプラントについては、いつ、どういう状況の中で非常事態になるかわかりませんので、そうした突発的な財政運営とすれば、構成市町に負担を強いしないで、その基金の中から活用していく、そういう目標を立てているところでございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 財政シミュレーションで向こう10年のことを考えて、目安として10億と。10年後のシミュレーションに調整基金を幾らくらいという目安に置いているのかと。非常に今事業が重なっていますけれども、お答えをいただきます。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 10年後についても、その10億を担保にして極力そこから縮減をしない方向で位置づけをいたしております。

しかしながら、大型建設事業がいろいろ去来をいたしておりますので、その負担金情勢の支出状況を含めて10億から抛出する場合も当然出てきますので、その辺の調整については構成市町との企画、あるいは財政担当課長会議の中で調整をしていくというシステムになっております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） もう一つ聞きますけど、さっき斎場の話、出ましたけれども、議長、1回だけ質疑をお許してください。

○議長（佐藤和好君） 1回だけね。

佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 1回だけです。

古川斎場のことについてなんですけれども、斎場の基本構想が23年7月に出ました。当然その構想の中ではことしの4月に新しい古川斎場が稼働という表記がされております。3年前

に構成市町の衛生主管課長会議で4つの候補地の中から選定しているんですけれども、なかなか芳しくないということで、聞くところによると今C候補地に当たっているということのようなんですけれども、CがダメならDかと、こういうふうになってくるのですかと。それから、ことしの新聞報道で、タイムスでしたけれども今年度中に慎重に判断をして候補地を決めたいという方向づけが示されておりますけれども、それが本当なのかということをお伺いします。あとはやめますから。聞いたことは答えてください。

○議長（佐藤和好君） 村上施設整備課長。

○施設整備課長（村上文彦君） 施設整備課長の村上と申します。よろしくお願いたします。

この質問に関しては私のほうからお答えいたします。

斎場整備の進捗についてですけれども、おっしゃるとおり、これまで平成27年に実施いたしました新斎場建設候補地選定の評価結果順位に従いまして、候補地4カ所周辺並びに旧町単位の区長会と説明会を開催してまいりましたが、いまだに用地確定のめどは立っておりません。今後予定しております先進地視察や用地取得手続など、おくれが生じるものと思われまます。加えて事業手法の検討や設計・調査等の作業を踏まえますと、施設建設については35年度以降になるのではと考えております。

現在、残る候補地については3番目の美里町中塚上戸周辺と4番目の古川小野新田裏周辺になります。建設用地確定につきましては、本年度、30年度が最終年度と組合では捉えておりますので、本年度には一定程度の方向性を示したいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員、次の議題に入ってください。

○5番（佐藤 勝君） 次に移ります。

一般質問で続きはやらさせていただきますけれども、2つ目の衛生費国庫補助金の廃棄物処理施設モニタリング事業とは何ぞやということであります。事業の内容と減額の理由でございます。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 国庫補助金の廃棄物処理施設モニタリング事業費の23万9,000円の事業費の内容と減額の理由についてお答えいたします。

モニタリング補助金につきましては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法により、廃棄物処理施設から生じた廃棄物、または廃棄物処理施設の放射性物質の濃度検査の必要な経費を補助する補助金であります。

組合の補助対象施設といたしましては、大崎広域西部環境美化センター、大崎広域中央最終処理センター、大崎広域大日向クリーンパーク、大崎広域東部一ノ谷クリーンパークの最終処分場4施設が該当しており、施設周辺のモニタリング井戸と放流水に含まれる放射能濃度を月1回測定した費用についての補助金であります。

減額の理由につきましては、予定しておった金額に対して入札による減額でございます。以

上でございます。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） わかりました。

関連して、これも1回だけお伺いしますけれども、今回管理者、大崎の市長選挙に放射能物質の廃棄物を焼却も一つの争点になりましたけれども、試験焼却をやる方向だということで関係住民なりに丁寧な説明をし、3カ所も説明会を予定されていますけれども、仙南と黒川が始まりましたね。大崎広域行政事務組合がその次になるのかどうかわかりませんが、そういう中で住民の不安解消のためにどのような監視体制なり、あるいは検査といいますか、試験焼却の監視体制と安全対策はどうするおつもりかどうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤和好君） 柴岡業務課長。

○業務課長（柴岡雄司君） 組合の安全対策、監視体制についてお答えいたします。

試験焼却を実施する場合の組合としては、既に平成30年2月に空間線量を測定するモニタリングポストを焼却施設に各1基、最終処分場には2基設置して運用開始しております。仮に実施することになった場合には、飛散対策と適正量の混焼を確保するため、市町から搬入する際には小袋での搬入を条件といたします。焼却施設におきましては、バグフィルターのろ布を通常4年から5年で交換していたものですが、3年で交換することにいたしております。また、年1回の定期点検を年2回に強化いたします。また、ばいじん計の設置されていなかった玉造・中央クリーンセンターにおいては昨年12月にばいじん計を設置しており、監視強化を図ります。焼却灰の搬出の際には飛散対策を講じるとともに、車両周辺の空間線量を測定いたします。最終処分場におきましては、通常焼却灰と分離したブロックごとの埋め立てをするとともに即日覆土を実施いたします。また、水処理施設の機能強化として、活性炭の交換頻度を年1回から2回にふやして対応いたします。各種測定項目につきましては、通常の維持管理基準より測定箇所、回数とも強化してまいります。

職員の労働安全の面からは、既に昨年度に職員と委託業者を対象に放射能専門の先生による研修会を2回実施しておりますが、作業に当たる際には防護服、マスク、手袋を着用するとともに、個人線量計を帯同して作業に当たるなど、作業従事者の安全性の確保と不安を払拭できる手だてをつくって対応してまいりたいと、そう考えております。

○議長（佐藤和好君） 佐藤 勝議員、発言前に申し上げますが、どうしても議題外と判断せざるを得ません。気をつけて発言をお願いしたいと思います。

佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） もう一回お伺いします。

混焼割合はどうなるのかと。あるいは最初に何日間燃やして、幾ら休んで検証するのかと、大体のところを。これでやめますから。

○議長（佐藤和好君） 横田施設管理課長。簡潔で結構です。

○施設管理課長（横田宏幸君） 混焼割合ですけれども、まず搬入に関しましては上限が1トンと

いうことでございます。

それで、あとは6クールという予定を立てております。1クールですけれども、その焼却が月曜日から金曜日までの5日間、そして検証期間が2週間から3週間、この1クールを6クールということでございます。以上です。

○議長（佐藤和好君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 「日程第7 議案第10号 工事請負契約の締結について」

○議長（佐藤和好君） 日程第7 議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本議案は、通信指令センター新設工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備を行う通信指令センターと消防救急デジタル無線については、平成25年度に整備した各基地局及び署所端末装置、車両端末装置等と確実に災害指令を行う必要があること、ま

た通信指令センターについては既存の機器を一部移設することとしていることから、契約の方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約とし、予定価格の範囲内で見積もり提出した株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部と平成30年4月27日に契約の相手方として工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第10号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

5番佐藤 勝議員。

○5番（佐藤 勝君） 今、御説明を聞きました。随意契約は1社だけだったようで、もっと聞こうと思ったんですけども、説明に、その理由ですね。予定価格に達しないので随意契約したのかなという思いもありました。

随意契約の理由と、説明書を見てみると6カ月間の機器開発というのが出てくるんですね、予定が。どうしてそういう6カ月間機器開発をしなければならないのかということと、それからもう一つ聞きますけど、事業費を抑えるための一部移設費と新設の差額は幾らぐらいに積算したのかと。それから3つ目は、この随意契約の予定価格はどういう積算をしたのかということ、3つお伺いします。

○議長（佐藤和好君） 大石消防課長。

○消防本部消防課長（大石 誠君） それでは、初めに随意契約の理由についてお答えいたします。

現在の通信指令センター及び消防救急デジタル無線は平成25年度に株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部が整備したもので、同メーカー独自の機器やプログラムを使用しております。今回整備するのは通信指令センターと本部庁舎に関連する部分となるため、各消防署や車両に設置している指令装置や無線装置との整合性が図れる機器の導入が必要であり、他のメーカーでは接続できないことから随意契約としたところです。

次に、6カ月間の機器開発についてお答えいたします。通信指令センターのシステムは消防本部ごとに地形や面積、また消防署や消防車両の数が異なるため、消防本部の状況に合わせた仕様が必要となり、メーカーが構成する機器を開発し、指令システムを製作することとなることから6カ月間の期間を設けて機器の開発、製作を行うものであります。

続きまして、一部移設と新設との差異についてお答えいたします。今回の通信指令センターの工事につきましては、現在の通信指令センター業務を行いながら新庁舎に整備することとなるため、119番の受け付けや出動指令の業務を現庁舎で継続しながら、新しい庁舎完成と同時に切りかえを行うこととなります。そのため、指令装置と無線装置は現庁舎と新庁舎に同じものが必要となりますが、無線装置の一部や気象観測装置など使用できる機器はそのまま再利用できることとしており、無線装置で約1,300万円、気象観測装置で約1,100万円、合計約2,400万円の事業費の抑制が見込まれるところであります。以上です。

○議長（佐藤和好君） 大場副管理者。

○副管理者（大場敬嗣君） 予定価格については、当然実施設計を踏まえた設計額を基本にして、私どもの工事請負規則にのっとって、億を超える事業費でございますので、予定価格の設定は管理者が設定をいたしております。

○議長（佐藤和好君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成30年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

閉 会

午前10時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年5月25日

議 長 佐藤 和好

副 議 長 大橋 昭太郎

署名議員 相澤 孝弘

署名議員 門田 善則